（勘定区分）

第八条　機構の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

２　機構は、医療情報化推進業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分するほか、計算の過程を明らかにするために必要に応じ経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。

３　機構は、医療情報化推進業務とその他の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

（収支予算）

第九条　法第三十三条第一項の収支予算（以下「収支予算」という。）は、法第十八条第一項から第三項までに掲げる業務の事務の執行に要する費用について作成し、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。

（予備費）

第十条　機構は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収支予算に予備費を設けることができる。

（予算の流用）

第十一条　機構は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、収支予算の実施上必要かつ適当であるときは、第九条の規定による区分にかかわらず相互流用することができる。

（予算の繰越し）

第十二条　機構は、収支予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。

（事業計画等の認可の申請）

第十三条　法第三十三条第一項の事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添付して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（事業計画）

第十四条　法第三十三条第一項の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一　法第十八条第一項から第三項までに規定する業務に関する事項

二　（略）

（事業状況報告書）

第十五条　法第三十四条第一項の事業状況報告書には、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第十八条第一項第三号から第六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務　次に掲げる事項

イ　事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較並びに沿革

ロ　役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

ハ　その事業年度及び過去三事業年度以上の事業の実施状況（前条の事業計画の実施の結果を含み、国から補助金等の交付を受けているときはその名称、受入れに係る目的及び金額を含む。）

ニ　機構が対処すべき課題（法第十八条第一項第三号から第六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に係るものに限る。）

（勘定区分）

第三条　基金の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

２　基金は、計算の過程を明らかにするために必要に応じ経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。

（新設）

（収支予算）

第四条　法第二十四条第一項の収支予算（以下「収支予算」という。）は、法第十五条第一項から第三項までに掲げる業務の事務の執行に要する費用について作成し、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。

（予備費）

第五条　基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収支予算に予備費を設けることができる。

（予算の流用）

第六条　基金は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、収支予算の実施上必要かつ適当であるときは、第四条の規定による区分にかかわらず相互流用することができる。

（予算の繰越し）

第七条　基金は、収支予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終らなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。

（事業計画等の認可の申請）

第八条　法第二十四条第一項の事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添付して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（事業計画）

第九条　法第二十四条第一項の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一　法第十五条第一項から第三項までに規定する業務に関する事項

二　（略）

（事業状況報告書）

第十条　法第二十五条第一項の事業状況報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業内容、事務所の所在地、職員の定数及びその前事業年度末との比較